

(今期より賞与金の分配を公表すること)

第四條 正月の休日十日間を七日間とする。

第五條 決算期の休日及臨時休業の前日は日給

一人を支給すること。

第六條 人事相談部を設置すること

第七條 長年関係の休む日給半額支給

給のこと

と金分配方法の公表は拒絶

容認

決算期に於ける柵即休業の日に
に短縮の日給を支給せず、

但し希望によりは其の前日に
於て一回の休日を養休するに及

べし

尚前日就業時間前に通告せ

ざる臨時休業に於ては日給を支

付す

容認

簡便な呼に應ずる者に対しは

実呼当日に於て日給半額を支給

す

其他の場合に於ては慰労金支給

第八條 皆勤賞金を廢一年功賞金として三年

以上勤続者に對し最後日給十五日分を支

給し一年を越す毎に日給一人を増すこと

第九條 解職手当日六月末満四十五日分以上二ヶ

月を増す毎に一人を加算す(三ヶ月未滿は

支給せず)

退職を以て六ヶ月以上二ヶ年以下勤

続の者十日分給十日分を支給すること一ヶ

年以上は十五日分一ヶ年を越す毎に一日分

を加算すること

第十條 最後賃金

男の十五才以上

女

男の二十六才以上

八十才

七十才

一四八十才

別得意を表すことあるべし

保田

保田

保田